

議案第34号

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の設定について

次のとおり鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例

(目的)

第1条 この条例は、私立高等学校、私立中学校及び私立幼稚園の大規模な修繕及び耐震改修（以下「大規模修繕等」という。）に要する経費の一部を助成することにより、私立高等学校、私立中学校及び私立幼稚園における教育環境の整備を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立高等学校 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校（以下「私立学校」という。）のうち、高等学校をいう。
- (2) 私立中学校 私立学校のうち、中学校をいう。
- (3) 私立幼稚園 私立学校のうち、幼稚園をいう。
- (4) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的とした修繕又は模様替をいう。
- (5) 学校法人 私立学校法第3条に規定する学校法人をいう。

（補助金の交付）

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、大規模修繕等（知事が別に定めるものに限る。以下同じ。）を実施した学校法人に対し、予算の範囲内で私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、大規模修繕等に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）に大規模な修繕にあつては3分の1を、耐震改修にあつては6分の1を乗じて得た額以下とする。

（雑則）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の日以前に交付決定された補助金については、第3条及び第4条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。